

函 都 号 外

令和4年11月24日

公益社団法人 静岡県宅地建物取引業協会

東部支部長 様、

函南町役場建設経済部都市計画課長

「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正について（通知）

日頃から町土地利用行政にご理解ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、町内における盛土等につきましては、「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を制定し、災害の防止及び環境の保全を図り、町民の安全で良好な生活環境を確保することを目的として、一定の規制をしてまいりましたが、この度、盛土等の規制をより強化するため、条例の一部を改正し、令和5年1月1日から施行します。

つきましては、貴会員の皆様方にも改正内容を周知していただきますようお願いいたします。

記

改正の主なポイント

従来、事業区域の面積が1,000㎡以上又は土砂等の量が1,000㎡以上の埋立て等の事業を条例の規制対象としていましたが、今回の改正により、事業区域の面積が500㎡以上又は土砂等の量が500㎡以上の埋立て等の事業が規制対象となります。詳細は町ホームページをご確認ください。

※事業区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>以上又は土砂等の量が 1,000 m<sup>3</sup>以上の埋立て等の事業は静岡県盛土等の規制に関する条例の規制対象となります。詳細は静岡県盛土対策課ホームページをご確認ください。

また、参考資料としまして、改正後の条例、規則を添付いたします。ご不明な点等ございましたら下記まで連絡していただきますようお願いいたします。

連 絡 先 田方郡函南町平井 717 番地の 13

担 当 佐野

電 話 番 号 055-979-8117

メールアドレス [toshikei@town.kannami.shizuoka.jp](mailto:toshikei@town.kannami.shizuoka.jp)

「函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例」の主な改正概要

**第1条**（目的の具体化）

事業の状況によっては盛土等の崩落により町民の命や財産を奪うおそれもあることから、本条例の目的をより明確にするため「町民の生命、財産の保護」について規定。

**第2条**（事業者の定義の見直し）

土地の所有者、事業に係る工事の請負契約の注文者、契約によらないで自ら事業を行う者のほかに、工事施工者を受注者として追加。

**第3条**（適用範囲の見直し）

盛土等を規制する独自条例を制定している近隣市町と均衡を図るため面積 500 m<sup>2</sup>、土量 500 m<sup>3</sup>から適用。

**第4条及び規則**（適用除外の追加）

以下の事業を適用除外に追加。

- 1 土地所有者や耕作者が耕作に伴う整地、農業用施設の維持修繕その他の通常の管理行為として行う事業
- 2 日常生活又は土地の管理のために行う事業で、災害の防止及び環境の保全上支障がないと町長が認める事業

**第5条**（事業者の責務を改める）

事業者（土地の所有者を含む。）はその土地で不適正な埋立て等が行われないよう土地の適正管理に努める規定を追加。

**第5条の2**（町の責務を規定）

町もパトロール等を行い不適正な埋立て等が行われないよう必要な施策を実施する責務を規定。

**第12条の2**（関係行政機関との連携協力について規定）

不審な事業者に関する情報等については県及び周辺市町と積極的な情報共有を図り、連携して必要な施策等を展開できるように規定し、少しでも町民の安心安全で良好な生活環境を確保できるよう努める。

**第16条**（未着手事業に対する猶予期間の見直し）

条例に基づく許可処分後の処分の効力については2年間存続していたが、1年間までとする。

**第20条**（措置命令の目的の追加）

事業に伴う土砂の崩壊、流出等による災害の防止に環境の保全を追加。

**第21条**（違反事実の公表の見直し）

条例の規定に基づく行政処分を受けた事案について、災害の防止及び環境の保全を図る必要がなくても、公表することができることとする。

経過措置について（函南町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例）

R5. 1. 1 (条例施行日)

条例施行日前に面積500㎡以上又は土量500㎡以上でかつ他の法令の規制（県盛土条例を含む）を受けない盛土等が既に行われている場合  
例：面積600㎡、土量900㎡

この期間内に改正後条例の許可申請書を町が受付した場合、許可・不許可の処分が出るまでの間も許可不要

※猶予期間3ヶ月は改正後条例の許可不要

R5. 4. 1 ~許可必要

引き続きR5. 4. 1以降も事業を続けたい場合はR5. 1~3までに許可申請手続き必要

※但し、盛土面積1,000㎡以上又は土量1,000㎡以上は県盛土条例の許可が必要。

条例施行日後に面積500㎡以上又は土量500㎡以上でかつ他の法令の規制（県盛土条例を含む）を受けない盛土等を新たに行う場合  
例：面積600㎡、土量900㎡

改正後条例の許可必要

条例施行日前に面積1000㎡以上又は土量1000㎡以上で既に町の土採取条例の許可を受けている者、既に同条例に違反している者  
例：面積1500㎡、土量900㎡

改正前条例の規定適用

条例施行日前に面積1000㎡以上又は土量1000㎡以上で既に町の土採取条例の許可申請書を町が受付した者  
例：面積1500㎡、土量900㎡

改正前条例の規定適用